

給実甲第1300号

令和4年4月1日

人事院事務総長

給実甲第1144号の一部改正について（通知）

給実甲第1144号（人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）の運用等について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名及び前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院規則9—129 （東日本大震災及び東 日本大震災以外の <u>特定</u> <u>大規模災害等並びに新</u> <u>型コロナウイルス感染</u> <u>症及び特定新型インフ</u>	人事院規則9—129 （東日本大震災及び東 日本大震災以外の <u>特定</u> <u>大規模災害等</u> に対処す るための人事院規則9 —30（特殊勤務手当

ルエンザ等に対処する
ための人事院規則 9—
30（特殊勤務手当）
の特例）の運用等につ
いて

人事院規則 9—129（東日本大
震災及び東日本大震災以外の特定大
規模災害等並びに新型コロナウイルス
感染症及び特定新型インフルエン
ザ等に対処するための人事院規則 9
—30（特殊勤務手当）の特例）の
運用及び人事院規則 9—30（特殊
勤務手当）の運用の特例について下
記のとおり定めたので、平成 23 年
3 月 11 日以降は、これによってく
ださい。

記

- 一 死体処理手当の特例（規則 9—
129 第 1 条）関係
- 1 人事院規則 9—129（東日
本大震災及び東日本大震災以外
の特定大規模災害等並びに新型
コロナウイルス感染症及び特定
新型インフルエンザ等に対処す

）の特例）の運用等に
ついて

人事院規則 9—129（東日本大
震災及び東日本大震災以外の特定大
規模災害等に対処するための人事院
規則 9—30（特殊勤務手当）の特
例）の運用及び人事院規則 9—30
（特殊勤務手当）の運用の特例につ
いて下記のとおり定めたので、平成
23 年 3 月 11 日以降は、これによ
ってください。

記

- 一 死体処理手当の特例（規則 9—
129 第 1 条）関係
- 1 人事院規則 9—129（東日
本大震災及び東日本大震災以外
の特定大規模災害等に対処する
ための人事院規則 9—30（特
殊勤務手当）の特例）（以下「

るための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例（以下「規則 9—129」という。）第 1 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により読み替えられた人事院規則 9—30（特殊勤務手当）（以下「規則 9—30」という。）第 11 条第 1 項第 1 号の「死体を取り扱う作業等」とは、規則 9—30 第 11 条第 1 項第 1 号に規定する死体の収容等の作業及び死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業をいう。

2 規則 9—129 第 1 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により読み替えられた規則 9—30 第 11 条第 2 項各号の「人事院が定める場合」は、1 日に 10 人以上の死体の収容等又は検視の作業に従事した場合とする。

二・三 （略）

規則 9—129」という。）第 1 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により読み替えられた人事院規則 9—30（特殊勤務手当）（以下「規則 9—30」という。）第 11 条第 1 項第 1 号の「死体を取り扱う作業等」とは、規則 9—30 第 11 条第 1 項第 1 号に規定する死体の収容等の作業及び死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業をいう。

2 規則 第 1 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により読み替えられた規則 9—30 第 11 条第 2 項各号の「人事院が定める場合」は、1 日に 10 人以上の死体の収容等又は検視の作業に従事した場合とする。

二・三 （略）

以 上